

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育職員局福利課長

個人型確定拠出年金の加入手続等について

平成28年の通常国会において、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（H28.6.3公布）」が成立し、平成29年1月1日から公務員等共済加入者も「個人型確定拠出年金（愛称「iDeCo(イデコ)」）」に加入できることとなりました。

今回の改正は、企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入範囲の見直し等が行われたものです。

つきましては、個人型確定拠出年金への加入手続等に係る事務について、次のとおり取り扱うこととしますので、所属職員に周知願います。

記

1 個人型確定拠出年金の概要

「個人型確定拠出年金」は、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける任意加入の私的年金（3階部分）のひとつです。

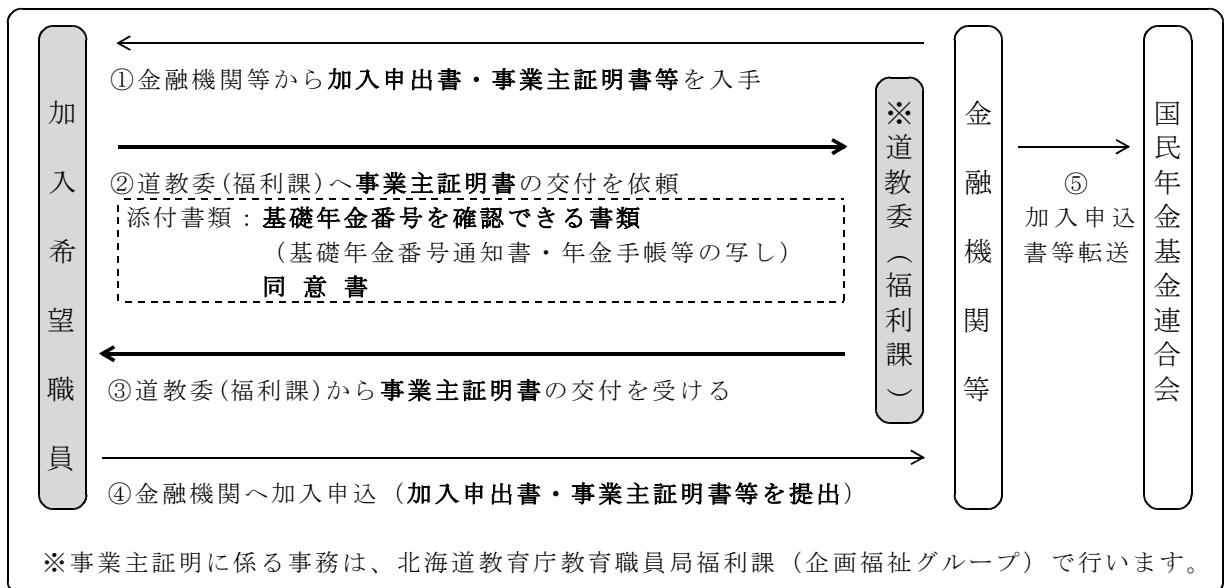
詳細は、厚生労働省作成のリーフレット（別紙1-1・1-2）を参照ください。

【加入に当たっての留意点】

- 拠出限度額（掛金限度額）は、年額14万4千円（月額1万2千円）となります。
- 掛金（積立金）の運用は、加入者自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。（※運用商品の中には、元本を保証する運用商品もあります。）
- 老後の資産形成を目的とした制度のため、原則60歳まで引き出すことができません。
- 加入時の手数料や毎月の口座管理費等がかかります（金融機関等により額が異なります）。

2 加入手続等について

(1) 加入までの流れ



(2) 対象職員

確定拠出年金法第62条第1項第2号に定める60歳未満の厚生年金保険の被保険者で、北海道教育委員会が当該被保険者の事業主負担金を負担している次の職員が対象となります。

- ①北海道教育委員会事務局職員
- ②道立学校の職員
- ③市町村立学校の職員
- ④非常勤職員及び臨時職員

(3) 提出書類

個人型確定拠出年金への加入は、事業主（北海道教育委員会[窓口：教育職員局福利課]）による証明が必要となります。

なお、事業主への提出書類は次のとおりです。

【事業主への提出書類】 [窓口：北海道教育庁教育職員局福利課]

①第2号加入者に係る事業主の証明書（別紙2～記載例）

[※加入される金融機関等から入手してください。]

②基礎年金番号が確認できる書類（下記の何れかの写し）

[※氏名と基礎年金番号が記載された部分をコピーしてください。]

- ・基礎年金番号通知書
- ・年金手帳
- ・「ねんきん定期便」（公立学校共済組合から送付されています。）
- ・給付算定基礎額残高通知書（公立学校共済組合から送付されています。）

③基礎年金番号等の利用の取扱いに関する同意書（別紙3）

(4) 提出先（窓口）及び提出方法

- 加入希望職員は、次の提出先に提出書類を直接送付してください。
- 所属を経由する必要はありません。
- 「第2号加入者に係る事業主の証明書」は、所属へ加入希望者あての親展で返送いたします。

【提出先】

北海道教育庁教育職員局福利課企画福祉グループ

住所：〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館9階

連絡先：011-204-5735（ダイヤル） 内線35-361

※封筒に「確定拠出年金加入手続書類在中」と記載してください。

(5) 事業主証明の受付開始日 平成28年12月 7日（水）

(6) 掛金の納付方法

- 「個人払込」としてください。

本制度は、「個人払込」と「事業主払込（給与天引）」を選択可能ですが、掛金納付先となる「国民年金基金連合会」の掛金納付手続き（サイクル）と北海道教育委員会の給与支払手続き（サイクル）との連動が困難であるため、当分の間「事業主払込（給与天引）」は行わず「個人払込」のみの取扱いとなります。

3 年末調整について

- 個人型確定拠出年金として納付した掛金は、全額所得控除されます。
- 個人払込の場合は、掛金収納機関である「国民年金基金連合会」から加入者あてに「掛金払込明細書」が送付されますので、年末調整時に「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記入の上、送付された「掛金払込明細書」を添付し所得控除を受けることとなります。（提出先：北海道教育庁教育職員局教職員事務センター）

4 その他

加入後の異動（転職）等について

次の場合は、「個人型確定拠出年金」の加入は継続できませんが、改めて異動（転職）先において「事業主の証明書」の提出が必要となります。

例①～知事部局（公立学校共済から地共済に加入）に異動した場合

例②～国や他の地方公共団体に割愛等により採用された場合

例③～転職した場合

例④～札幌市立学校の教職員（平成29年4月1日以降、事業主負担が札幌市に変わる場合）

【担当】

企画福祉グループ 西山

TEL：011-204-5735 FAX：011-261-2292

E-meil：nishiyama.yukihiro@pref.hokkaido.lg.jp

私がつくる 私の未来

イデコ iDeCo

“個人型確定拠出年金”の愛称決定

英語表記の **i**ndividual-type **De**fined **Co**ntribution pension planから
親しみやすい響きの「イデコ」としました。「i」には「私」という意味も込めています。

2017年1月からiDeCoは専業主婦、公務員の方を含め、
基本的に60歳未満のすべての方がご利用できるようになります



iDeCo 3つの税制優遇

掛金が 全額所得控除されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を
拠出した場合、税率20%とすると、
年間4万8千円の
節税効果となります。

運用益も非課税で 再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金
(源泉分離課税20.315%)が
かかりますが、iDeCoの
運用益は非課税です*。

*積立金には別途1.173%の特別法人税が
かかりますが、現在まで課税が凍結されています。

受け取る時も 税制優遇措置があります

一時金は「退職所得控除」、
年金は「公的年金等控除」という
大きな控除が受けられます。

ご加入時の 留意点

- 資産の運用は加入者ご自身が行い、受け取る額は運用成績により変動します(元本を保証する運用商品
もあります)
- 原則60歳まで引出しできません
- 口座管理手数料などがかかります

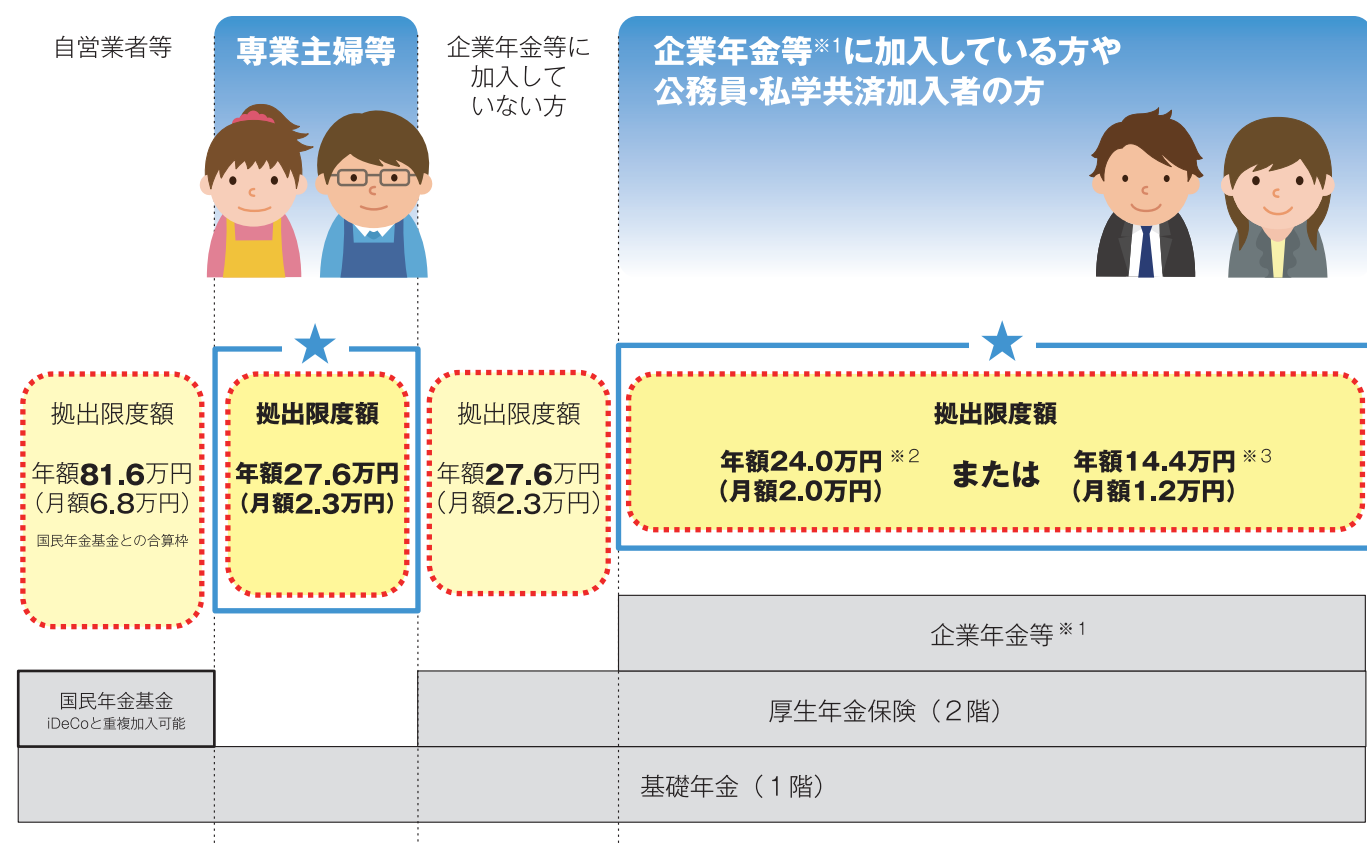
iDeCoの加入範囲および拠出限度額

iDeCoは、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、2017年1月からは、企業年金^{※1}を実施している企業にお勤めの方や専業主婦、公務員の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

● 下図のうち点線囲みの部分が iDeCo で、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」^(*)があります。

(*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、2018年1月から年単位となります。

● 「★」が 2017年1月から、新たに加入できるようになる部分です。



※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約で iDeCo への加入を認めている場合のみ加入可能。

※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額（公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます）。

iDeCoの給付

iDeCo は、以下の各種の方法により、給付を受けることができます。

給付方法	老齢給付金 [*]	障害給付金	死亡一時金
	5年以上 20年以内の有期年金(終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。) ・年金の全部または一部を、一時金として受け取ることも可能		一時金

※老齢給付金は原則 60 歳から受給できます(加入期間などにより、受給開始可能年齢が異なりますのでご注意ください)。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会
(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)



お申し込みは取扱い金融機関等

(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



平成29年1月から、専業主婦、公務員の方を含め、 基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになります

確定拠出年金とは…

- ▶ 「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。
- ▶ 確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「**個人型確定拠出年金 (iDeCo)**」があります。
- ▶ iDeCoの加入者は、これまで自営業の方などに限られていましたが、**平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。**加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

iDeCo (イデコ) とは…

個人型確定拠出年金の愛称です。

個人型確定拠出年金の英語表記（individual-type **De**fin**e**d **Co**ntribution pension Plan）から親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。



iDeCo のメリット

3つの税制優遇措置

▶▶▶ 掛金が**全額所得控除**されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円（仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円）の節税効果となります。

※専業主婦や育児・介護休暇などを取得して年間を通じて所得がない方は、掛金を拠出して所得控除が受けられません。

▶▶▶ 運用益も**非課税**で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

▶▶▶ 受け取る**ときも税制優遇措置**があります

iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

iDeCo に加入するときの留意点は何ですか？

- ▶ iDeCoに加入するに当たっては、以下の3点に留意が必要です。※裏面も参照してください。

① **運用は加入者ご自身が行います** → 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。取扱い金融機関（運営管理機関）がさまざまな運用商品を提示していますので、よく検討してから加入しましょう。

※ 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。

② **中途での引出しに制限があります** → iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。このため、原則60歳まで引き出すことができませんので、注意してください。

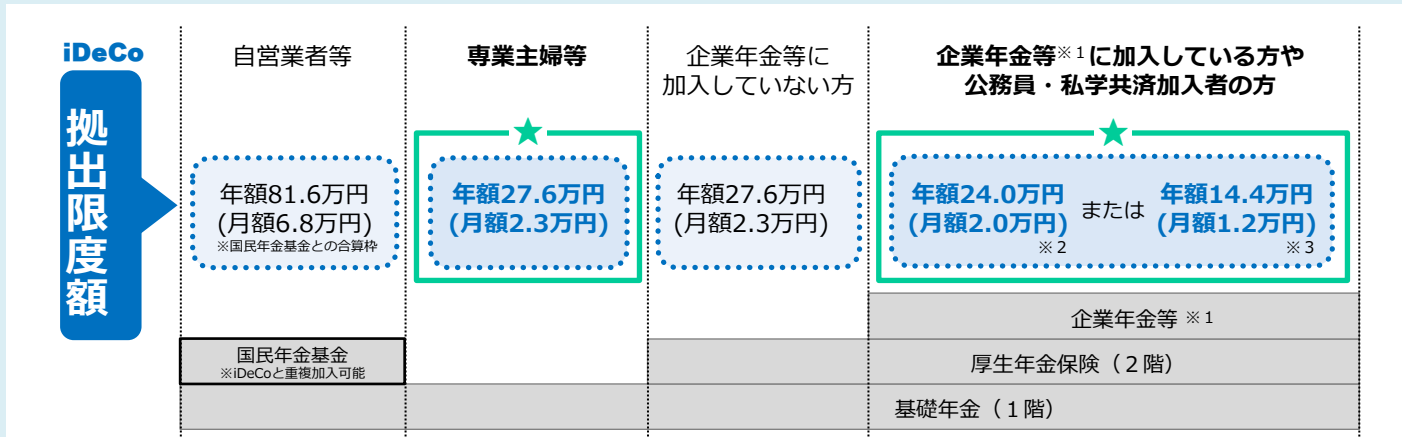
※ 掛金の額は、原則、年に1回変更することができます。

③ **口座管理手数料などがかかります** → 加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。手数料については、国民年金基金連合会や運営管理機関に十分ご確認ください。

※ さまざまな金融機関が運営管理機関になっており、運営管理機関ごとに手数料が異なります。運営管理機関の一覧は裏面のQRコードでご確認ください。

iDeCo の加入範囲と拠出限度額

- ・iDeCoは、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。
- ・下図のうち点線囲みの部分がiDeCoで、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」(*)があります。
(*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。
- ・「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。



- ※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等。
企業型確定拠出年金を実施している企業は、規約でiDeCoへの加入を認めている場合(注)のみ加入可能。
(注) 企業型確定拠出年金規約において、マッチング拠出を規定している場合、iDeCoへの加入を併用することはできません。
(企業としてマッチング拠出かiDeCoへの加入のどちらかを選択する必要があります)
iDeCoへの加入を企業型確定拠出年金規約に規定した場合、企業型確定拠出年金における事業主掛金の拠出限度額は以下の通りです。
①企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金のみを実施している場合 …年額42.0万円（月額3.5万円）
②企業型年金等のうち、企業型確定拠出年金と確定給付型年金を併用している場合 …年額18.6万円（月額1.55万円）
- ※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。
- ※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額。
(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

iDeCo の掛金の運用

- ・iDeCoでは、掛金を60歳になるまで拠出し、60歳以降、加入期間などに応じて受給できる年齢が決まります。
- ・拠出した掛金の運用は、運営管理機関が提示する運用商品（預貯金、保険商品、投資信託、信託等）の中から、加入者自らが選択し運用します。（複数の商品を選択することもできます。）
- ・選択した運用商品は、原則いつでも変更することができます。
- ・運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解した上で選択してください。

iDeCo の給付

iDeCoは、以下の各種の方法により、給付を受けることができます。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
給付方法	5年以上20年以内の有期年金（終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。） ※年金の全部または一部を、一時金として受けとることも可能		一時金
給付要件	加入期間などに応じて、受給できる年齢が異なります 10年以上 ⇒ 60歳 4年以上 6年未満 ⇒ 63歳 8年以上10年未満 ⇒ 61歳 2年以上 4年未満 ⇒ 64歳 6年以上 8年未満 ⇒ 62歳 1月以上 2年未満 ⇒ 65歳	70歳に達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が、傷病が続いた状態で一定期間（1年6か月）を経過した場合に受給可能	加入者等が死亡したときに、その遺族が受給可能

※この他に、一定の要件を満たした場合、**脱退一時金**の支給を受けることができます。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会のホームページ(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)を参照→



お申し込みは取扱い金融機関等へ
「運営管理機関一覧」はこちら→
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



●記入にあたっての留意点

1. この書類は、個人型年金の加入者資格を証明するための重要な書類です。
2. 項目1は申出者が、項目2以降は事業主が記入(該当する□にはレ点)してください。なお、訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正者に応じた訂正印を押してください。
3. 太枠内のすべての項目について記入してください(選択肢は、□の場合はレ点を記入してください)。

※加入希望者は、項目1のみ記載してください。項目2以降は、事業主が記載します。

1. 申出者の情報

基礎年金番号	証明を受ける申出者氏名	希望する掛金納付方法と掛金額		
ご自身の - 基礎年金番号	北 海 太 郎	<input type="checkbox"/> 事業主払込	毎月の掛金額	千 円
	印	<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込	5	000

2. 申出者の他の企業年金等の加入状況

他の企業年金等の加入状況
以下の該当する番号を記入してください。
50
51
52

事業主が記載

※ご自身の基礎年金番号を記載してください。
記名・押印の上、個人払込にチェックを入れ、掛金額を記載してください。
(納付方法は、個人払込のみとなります。)

3. 事業主の署名および押印等

カナ名称	
郵便番号	TEL
申出者について、個人型年金の加入者資格があることを証明します。	
証明日 平成 年 月 日	
住所	
事業所名称	
事業主名称	印

事業主が記載

4. 国民年金基金連合会に登録する(している)名称・住所等

カナ名称	
郵便番号	TEL
<input type="checkbox"/> 「事業主払込」で登録済 → <input type="checkbox"/> 口座振替専用 登録事業所番号 <input type="checkbox"/> 「個人払込」で登録済 → <input type="checkbox"/> 振込用 登録事業所番号 <input type="checkbox"/> 登録事業所番号	

6. 申出者の掛金納付方法 ((3) に該当する場合、「事業主払込」が困難な理由を、①または②で選択(記入)してください。)

<input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする	事業主が記載	掛金納付方法 1: 事業主払込 2: 個人払込
--	--------	-------------------------------

受付金融機関および事務処理センター使用欄 運用関連運営管理機関 記録関連運営管理機関	受付金融機関 7: 平成 年 月 日 事務処理センター
--	-----------------------------------

基礎年金番号等の利用の取扱いに関する同意書

北海道教育委員会は、基礎年金番号等の利用について、下記のとおり取扱いますので、内容に同意いただいた上で、署名・捺印をお願いします。

記

1. 利用目的

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、以下に掲げる事項について、当該目的の達成に必要な範囲で個人情報を利用いたします。

(1) 基礎年金番号等の利用

年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づき、

- 法第62条第1項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。）第39条第2項に掲げる書類の作成
- 同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成

に関する個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で基礎年金番号等を利用いたします。

2. 当該情報の取扱いに関する照会先

北海道教育庁教育職員局福利課企画福祉グループ

電話：011-204-5735（ダイヤルイン） 内線35-361

上記の取扱いについて同意します。

平成 年 月 日

所 属

(所属住所) 〒

職員番号

連絡先(電話番号)

氏 名

印

※事業主証明書は、所属へ加入希望者あての親展で返送します。